

北海道科学大学における学生の通称使用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）における学生等の旧姓及び通称（以下「通称」という。）の使用並びに卒業、修了又は退学（以下「出学」という。）後の取扱いに関し必要な事項を定める。

(通称を使用できる学生等)

第2条 通称の使用を申請することができる学生等は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部生
- (2) 大学院生
- (3) 専攻科生
- (4) 科目等履修生等

(通称を使用できる場合)

第3条 本学において使用する氏名は戸籍上の氏名を原則とし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、通称の使用を認める。

- (1) 学生本人又は父母の婚姻等により戸籍上の姓を変更した場合で、旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称を使用する場合又は氏名を短縮し通称として使用する場合
- (3) 性別違和のある学生が通称の使用を希望する場合
- (4) その他安全面の確保等を目的とし通称を使用する場合

(通称を使用する文書等)

第4条 通称の使用を認められた場合、本学が発行する文書等における氏名の表記は、原則として全て通称によるものとする。ただし、第10条に定める場合及び次の各号に掲げる文書を除く。

- (1) 法令等により、戸籍上の氏名を使用することとされている文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、通称を使用することが困難であると学生支援センター長が判断する文書

(通称使用の申請時期)

第5条 通称の申請及び中止の手続きを行うことができる時期は、次のとおりとする。

- (1) 本学入学時
- (2) 本学在籍期間中

2 前項の規定にかかわらず、出学後は、通称の申請及び中止の届出を行うことはできない。

3 通称の申請及び中止の届出は、在籍期間中それぞれ1回に限り認めるものとする。ただし、学生支援センター長がやむを得ないと認める特別な事情がある場合は、この限りではない。

(通称使用の申請手続)

第6条 前条第1項第1号の時期に通称の申請を行う場合は、入学手続時に通称使用申請書に確認書類を添付し入試広報課に提出するものとする。

2 前条第1項第2号の時期に通称の申請を行う場合は、通称使用申請書に確認書類を添付し教務課に提出するものとする。

(通称使用の許可)

第7条 学生支援センター長は、通称の使用を許可したときは、通称使用許可通知書により、当該許可を受けた学生（以下「通称使用者」という。）に通知するものとする。

2 年度途中等の理由により必要と認められる場合には、担任教員から各授業担当者へ報告する。

(通称使用の中止)

第8条 通称使用者は、通称の使用を中止しようとするときは、通称使用中止届を教務課に提出しなければならない。

(記録)

第9条 通称の使用又は中止が認められた場合は、その旨を学籍簿（教育系基幹システム）に登録する。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第10条 通称の使用を認められた学生の学位記には、通称を記載する。ただし、学位記に記載する氏名を次の各号のいずれかの表記とすることを希望する場合は、教務課が指定する期日までに申し出なければならない。

(1) 戸籍上の氏名のみの表記

(2) 戸籍上の氏名と通称の併記

2 学位記に通称を使用したことにより、出学後に第三者（就職先、進学先、公的機関等）との間で生じた不利益及び紛争については、本学は一切の責任を負わず、申請者がその責任において対応するものとする。

(出学後の扱い)

第11条 通称を許可された状態で出学した場合、出学後の証明書等については通称で発行する。ただし、第4条各号及び第10条第1項に基づき申し出た学位記の表記に関するものは除く。

2 前項の規定に基づき出学時に確定した氏名の表記については、出学後に変更を請求することはできない。

(通称使用の証明)

第12条 通称を使用する学生及び出学者から申し出があった場合は、本学において通称の使用を認めた旨を記載した文書を交付するものとする。

2 通称と戸籍上の氏名等の同一性の証明については、申請者の責任において行う。

(不正使用の禁止等)

第 13 条 学生等は、通称を不正な目的（他人の権利を侵害する行為、公序良俗に反する行為、または不当な利益を得る行為等）に使用してはならない。

2 学生支援センター長は、通称の使用が前項の規定に抵触すると認めたときは、その使用の許可を取り消すことができる。

（雑 則）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、学生の通称使用に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第 15 条 この規程の改廃は学生支援センター会議の議を経て決定する。

附 則

1 この規程は、2026 年 10 月 1 日から施行する。